

令和3年第5回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和3年5月7日 午後2時55分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和3年5月7日 午後2時55分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和3年5月7日 午後3時32分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第13号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第14号 公共工事に関する農地の一時利用届出について

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第10号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第11号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○議長：それでは、始めたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、4番委員の砥綿委員さん、それから6番委員の永田委員さん、よろしく願いいたします。

それでは本日の議事に従って審議をお願いいたします。

資料はもう皆さんお持ちですよ。それでは、早速行きます。1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第12号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：説明の前に、すみません、おわびでございます。資料の差し替えがありまして、一つ、表紙の議題を1枚、差し替えをお願いしたいと思います。それともう一つが、議案第10号。これは後ほど説明いたしますけど、差し替えをよろしく願いいたします。すみません。農政議案の10号、農地利用集積計画（案）ということで、後ほど説明をいたします。

それでは、読み上げて説明をさせていただきます。

番号1番、届出者、大野城市□□、□□。届出地、□□、外3筆。地積は田1,990平米、畑2,711平米、合計で4,701平米。届出の事由は相続。あっせんの希望があります。あっせんの内容でございますが、今回相続を受けた4筆のうち、1筆あっせんの希望がありました。資料を皆さんのほうに既にお配りしておりますが、あっせん申出申請書、こちらのほうの地番、□□でございますけれども、1筆のあっせんの申出があつています。一応、情報提供ということで報告させていただきます。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方はよろしく願いします。

（なし）

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項7号の規定に基づく同法施行規則第53条第7、12、16号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり届出が4件あります。事務局により説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、東京都世田谷区□□、□□株式会社基地局設置統括部、部長□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田4平米、合計で4平米。契約内容は賃貸借。届

出の理由、適用条項は第53条第16号、携帯電話基地局となっています。

番号2番、届出者、筑紫野市石崎一丁目1-1、筑紫野市長、藤田陽三。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地は、□□、外1筆。地積、田2,241平米、合計2,241平米。契約内容は賃貸借。適用条項は第53条第12号、土地区画整理事業に伴う事務所となっています。

番号3番、届出者、東京都世田谷区□□、□□株式会社基地局設置統括部、部長□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑で4平米、合計4平米。契約内容は賃貸借。適用条項は第53条第16号の携帯電話基地局となっております。

次の3ページでございます。

届出者、福岡県久留米市高野一丁目1-1、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所、福岡導水事業所長羽田野義勝。相手方、筑紫野市□□、□□、外5名。届出地、□□、外6筆。地積は、田1,250.04平米、合計1,250.04平米。契約内容は売買。届出の理由は、適用条項の第53条第7号、水路施設の建設に伴う道路用地でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第14号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□、代表取締役□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外2名。届出地、□□、外4筆。地積は、田1,848.28平米、合計1,848.28平米。利用目的は資材置場ということで、独立行政法人水資源機構の公共事業に伴う工事用地でございます。利用期間は令和3年4月12日から令和3年7月11日まで。用排水処理については該当ありません。受付月日、令和3年4月9日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第15号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、有限会社□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積は、畑988平米、合計988平米。届出内容、転用目的は資材置場。契約内容、売買。構造規模は盛土、整地。工事期間、令和3年6月15日から令和3年9月14日まで。開発許可の可否は不要です。受付月日、令和3年4月16日です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：開発許可の可否が不要と書いてありますが、1,000平米近いのに開発許可の不要な理由というか。大体500平米以上は要するという……。

○事務局：一応、県の開発の基準である1,000平米を超える建物を目的とした開発の場合は、県の開発に該当します。今回につきましては1,000平米未満なので、県の開発には該当しません。市の要綱についてですけれども、建物を目的とした場合、500平米を超える開発の場合は、市の要綱による協議。今回は資材置場で、建物は建ちませんので該当しませんよということになります。市の要綱については、1,000平米を超える無蓋駐車場であるとか、資材置場についても対象になっているところがございますが、今回は1,000平米未満でございます。よって、開発等の協議は不要というところになっています。

以上です。

○委員：はい、分かりました。

○議長：ほかにごございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告をこれで終わります。

それでは、6ページをお開けください。

議案第10号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いたします。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□、外2筆。地積、畑930平米。申請理由、相手要望。契約内容は売買です。

この方は遠い親族になりまして、□□さんのほうが買ってこれという形で、□□さんが購入されました。□□さんは購入前から近くの田んぼをすいたり何たりはずっとしてありましたので、

問題はないと思っております。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から御説明いただいたとおりでございます。位置の確認でございますが、7ページのほうに位置図、それから8ページのほうに見取図ということでつけております。今回は3筆ございます。7ページの位置図を見ていただくとおり、右上に□□小学校があります。そこから南に行きまして約500メートルぐらいに位置する農地でございます。その隣に□□寺というお寺があります。譲受人の耕作の状況は、既に5反以上を満たしております。主に水稻を作付されておきまして、取得後におきましても効率的に耕作を行うというふうに思われます。また、譲受人の営農状況も、作業歴、それから従事日数についても、今後とも常時従事するというふうに考えております。最後に、地域との調和についてですが、今回畑として野菜を作付するというので、周囲への影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。それでは本件に対する質疑・意見がある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。2番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外2名。申請地の表示、□□。地積、田540平米、合計540平米。申請理由、相手方要望。契約内容、贈与。

場所としては9ページ、真ん中ほどにございますが、□□コミュニティセンターと□□小学校のちょうど相中で、その次の9の1というのを見ていただきますと、3筆、そこに書いてございます。これは□□さんが今現在耕作をしておられるところです。今度譲渡しをされる方はみんな親戚関係で、相続のときにいろいろ問題が起きる前に、耕作者のほうに贈与をするというようなことです。それで、□□さんは今63歳で、田を4町、それから麦を5町、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台ということで、今、そういうふうな農業の進め方をされておりますので、

問題ないかと思えます。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは本件に対する質疑・御意見のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に移ります。3番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、再度、またよろしくお願いいたします。

○委員：3番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□さんです。申請地、□□。地積、畑167平米です。異動につきまして、申請理由が相手方要望。契約内容は売買です。

この分について、□□さんの田畑が今度購入される□□番地の周りにあるという形で、□□さんのほうから買っていただけないだろうかという要望がありまして、購入されたということです。□□さんのほうにつきましては農業もしてあるし、今後、畑ですので野菜等を作っていきたいというようなお話でございます。

場所につきましては、分かりやすく言うと、浄水場がありますね。あれのちょっと下のほうです。こっちから行くと、橋を渡って川の反対側です。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：補足等はありません。大丈夫です。

○議長：それでは、3番につきまして、質疑・意見のある方はよろしくお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、11ページをお開けください。

議案第11号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：譲受人、住所、太宰府市□□、氏名は□□、代表□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地は、□□。田713平米です。転用目的は資材置場。契約内容は売買です。構造規模は、盛土、整地。工事期間、令和3年6月1日から8月31日。農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可は不要です。用排水の処理は承諾書を添付と。都市計画区域上は市街化調整区域ということになっております。

この件は高速道路のインターチェンジの近くで、昨年、耕作放棄地の調査をしたときに、ここは資材置場というよりも荒れてるなど。荒れているところの田んぼの前が、資材置場になっております。地図で見ると、これを挟んで前が現にインターチェンジの前の道路で、□□、□□、□□というところはもう資材置場のようになっております。あと、インターの引込線、道路の横が□□ということで、ちょっとひよろ長くなっています。□□と□□は同じ業者で物置、資材置場ということで、行政書士さんが一応そういった内容でうちのほうに来てあります。私も現地は去年、市職員と一緒に回って確認しております。これはもう資材置場が適当かなというような状況で、耕作放棄地とまではいきませんが、雑草が生えていた状態でした。

私も家庭訪問しましたが、御主人は単身赴任で、奥さんは工作中ということで、隣の□□さんにちょっとお伺いしたら、奥さんが全部してあると。□□さんはちょっと施設に通ったりということでしたので、直接□□さんにはお会いしませんでしたけど、隣近所——□□さんは地主でしたし、私も知り合いの人がいまして、一応、若奥さんが全部、印鑑も管理してやっておりますということです。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございます。それでは、事務局のほうから補足がありましたらお願ひします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりでございます。

農地区分は、周りを高速道路、それから宅地で囲まれた集団性のない第二種農地ということで、転用が可能となっております。今回の申請理由でございますが、譲受人が建設業を営んでおられまして、事業を営むに当たりまして、資材であったり、作業用の車、そういったものを管理する必要があります。現在、太宰府市の□□のほうに事業所があるということで、そこがどうしても手狭になったということで土地を探していたところ、広さ、あるいはその利便性から、この申請地が最適であるということで、今回転用申請があったものでございます。

今回工事をするに当たって、被害防除としましては周囲をコンクリートブロックで囲いまして、

土砂が流れないような計画ということになっております。水利承諾につきましては、条件は特に付されておりませんでした。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、次は農政議案に移ります。

農政議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：議案第10号について説明させていただきます。説明に移ります前に、先ほど係長の萩尾のほうから御案内申し上げましたとおり、差し替えがございます。差し替えのほうを見ていただければと思います。

変更点につきましては大きく2点ございます。1番から9番が□□さんのほうに所有権を移転するということになっていますが、従前は□□さん個人のお名前になっておりました。御都合で変更したいという申出がございましたので、対応させていただいているところです。

2点目が、10番になります。□□さんと公益財団法人、推進機構のほうでということになっていましたが、譲受人と譲渡人が入れ替わっておりました。大変失礼しました。差し替えのほうを見ていただきたいと思います。

読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、農事組合法人□□、代表理事□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長鐘江義広。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,734平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期はいずれも令和3年5月25日となっております。

以降につきましては記載のとおりでございます。

2ページ目を御覧ください。合計でございます。件数としましては2件、売買の案件が2件で、

筆数10筆。面積といたしましては、1万441平米の売買に関する件でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、議案の第11号を見てください。農政議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明方、よろしくをお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1番、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、2,227平米。利用権の種類は賃貸権でございます。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和3年6月11日から令和6年6月10日の3年間となっております。賃借料につきましては、1反当たり玄米30キロとなっているところでございます。

以降につきましては、すみません、筆数も多うございますので、お読み取りいただければと思います。

9ページを御覧ください。合計でございます。件数につきましては54件、更新が35件、新規の案件が19件。筆数といたしましては、更新が83筆、新規が46筆となっているところでございます。面積といたしましては、19万9,387平米となっております。

1点補足をさせていただきたいと思えます。8ページの下2行と9ページにかけてでございますが、借受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長となっております。これにつきましては、中間管理権を設定しまして、議案の12号で担い手への配分についてお諮りさせていただくものでございます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に関する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、議案の12号を見てください。農政議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者からの説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号3-05-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長鐘江義広。貸付者住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。借受人氏名、農事組合法人□□、代表理事□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、畑。面積、440平米。利用権の種類、賃借権。利用権の内容は水田でございます。期間につきましては、令和3年7月1日から令和12年10月31日までの約10年間となっております。賃借料につきましては、1反当たり1万円となっております。

以降につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

合計でございます。新規が1件となっております。筆数につきましては8筆で、1万1,148平米の配分計画となっております。

御意見賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長：それでは、本件に対する意見・質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件について御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

ただいま、定例会の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年第5回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。